

向島運動公園トイレ整備事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要項

令和5年

防府市土木都市建設部 都市計画課

2023年度に発注予定の向島運動公園トイレ整備事業設計・施工についてのプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の選定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）という。）その他の法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

1. 目的

向島運動公園は、多目的グラウンド、テニス場などの運動施設を有し、子どもから高齢者までの多様な人に憩いの場を提供する公園であることから、公園トイレの新設においては、誰もが快適に利用できるデザイン、機能性を備えたトイレを設置する必要がある。

また、向島運動公園は、災害時に緊急指定避難場所となることから、防災に関するノウハウやトイレの浄化設備、維持管理性に配慮した設計・施工技術を取り入れる必要がある。

設計・施工にあたっては、「公共建築(改修)工事標準仕様書(建築工事編、電気設備編、機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(最新版))」、その他関連する基準に従い、安全かつ適正に工事を完了するために、本プロポーザルを実施し、設計・施工業者の優先交渉権者を選定することを目的とする。

2. 一般項目

- (1) 事業名 向島運動公園トイレ整備事業
- (2) 発注者 防府市
- (3) 審査方法 向島運動公園トイレ整備事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）で審査する。
- (4) 工事内容
 - ア 工事名 向島運動公園テニス場トイレ整備工事
 - イ 施工場所 防府市大字向島地内（向島運動公園海側テニス場付近）
 - ウ 工期 契約締結日の翌日から2024年3月29日までとする。
 - エ 工事概要
 - ①事業に係るすべての測量及び実施設計
 - ②トイレ設置及び付帯工事の施工及び工事監理
 - ③上記の施設設置に伴う地下埋設物件工事
 - オ 施工条件 別紙1「要求水準書」の方針は最低限として必ず実施すること。
別紙2「位置図及び事業範囲図」の範囲の中で提案すること。
 - カ 事業上限額 61,000,000円（消費税相当額含む）
※工事費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案工事価格金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を工事費内訳書（様式5）に記載すること。

3. 参加申込者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 令和5・6年度防府市建設工事等入札参加資格審査申請書を提出している業者

であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 下請業者を使用する場合は、防府市内業者を1者以上活用すること。
- (6) 浄化処理システム1種類につき参加申込者は1者とし、同様のシステムの参加申込者が2者以上申込があった場合は抽選とする。
- (7) 参加申込者数が5者以上となった場合、「価格点」と「審査基準項目⑥施設の性能」により1次審査を行い、合計点上位4者が本審査に参加できる。

4. 参加申込書の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書 (様式1)
- (2) 誓約書 (様式2-1)
- (3) 使用印鑑届 (様式2-2)
- (4) 提案する浄化システム (様式3)

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

提出期限：2023年6月6日（火）午後5時

5. 提案書等の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要 (様式4)
- (2) 工事費内訳書 (様式5)
- (3) 実施体制 (様式6)
- (4) 予定市内下請業者 (様式7)
- (5) 提案書 (様式8-①～様式8-⑥)

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

提出期限：2023年6月27日（火）午後5時

提案書は下記の資料を添付し、アピールポイントを分かりやすく作成すること。

ア 概要図（提案完成予想イラスト・配置計画図等）

イ 構造図（製品サイズや材質がわかる資料）

ウ 審査基準の各項目の提案資料（様式8はA3用紙）

- ① 周辺施設との整合性等 . . . 様式8-①
- ② 平時の利用 . . . 様式8-②
- ③ 緊急時、災害時の利用 . . . 様式8-③
- ④ 維持管理性 . . . 様式8-④
- ⑤ 自由提案 . . . 様式8-⑤
- ⑥ 施設の性能 . . . 様式8-⑥

エ 工程計画書（任意様式、設計から工事施工完了までの計画とすること）

オ その他提案を補足する資料（枚数制限は設けないが、審査はウの提案資料に記載された内容のみで行う。）

上記書類の提出にあたり、次のアからウに従うこと。

ア （１）から（５）を１冊として、原本１部、写しを８部、合計９部を提出すること。

イ 様式内の注意事項に沿って記載すること。

ウ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

6. 審査及び選定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

（１）総合評価点の算出

価格と非価格要素の評価点から以下の算定式に基づき、総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点 } 120 \text{ 点} = \text{価格点 } 30 \text{ 点} + \text{非価格要素点 } 90 \text{ 点}$$

（２）価格点審査

価格点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において、現在価値換算は行わない。事業上限額内にある提案価格を下記に定める算定方法により価格点を算定する。

$$\text{（価格点）} = \text{（提案者内での最低価格} \div \text{提案価格）} \times 30 \text{ 点}$$

（例）提案者 A の提案価格 100 百万円、
全提案者内での最低提案価格 90 百万円の場合

$$\blacklozenge \text{提案者 A の価格点} = (90 \div 100) \times 30 = 27 \text{ 点}$$

（３）非価格要素点審査

提案者の提案に対して、「審査基準」（別表）に定める算定方法により、要素点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。

また、提案者が 1 者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

（４）総合評価の実施・優先交渉権者の選定

（２）、（３）で算定した要素点から（１）に定める算定式により総合評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と提案価格の範囲内で契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

なお、提案者が1者の場合は、審査結果が総合評価点の60%以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

審査基準

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点120点）は、次のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点	評価				
価 格 点			30	(価格点)=(提案者内での最低価格/提案価格)×30点				
								小計 30点
評価項目		評価の視点	配点	評価				
				優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
非 価 格 要 素 点	①	周辺施設との整合性等	20	20	15	10	5	0
	②	平時の利用	20	20	15	10	5	0
	③	緊急時、災害時の利用	20	20	15	10	5	0
	④	維持管理性	10	10	8	5	3	0
	⑤	自由提案	10	10	8	5	3	0
	⑥	施設の性能	10	10	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスの一般性 ・1年間の維持管理費 ・利用可能回数(回/日)※洋式便器利用 ※審査基準は様式8-⑥を参照 			
							小計 90点	
総合評価点120点 = 価格点30点 + 非価格要素点90点								

7. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

(1) 実施日：2023年7月6日（木）

説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。

(2) 実施場所：防府市役所1号館3階南北会議室

(3) 実施方法：提案者は、準備・説明15分以内、質疑応答10分以内、片付け5分以内、合計30分以内とする。

(4) 説明は提出した提案書（様式8-①～様式8-⑤）に記載された内容については必ず行うものとする。

また、提案書（様式8）に書かれていない内容の追加は認めない。

(5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。

(6) 説明にあたり、電源、プロジェクタ1台(HDMI又はD-SUB接続)、スクリーン1台を使用することができる。プロジェクタ、スクリーン以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

8. 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、提案者に通知する。

(2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。

(3) 審査結果は、総合評価点のみホームページに公表する。

(4) 審査結果理由の説明請求

提案者は、各審査結果の理由を、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時までとする。

また、郵送は午後5時必着とする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。

(5) 審査委員所属は本工事の本契約締結後に公表する。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。

(1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。

(2) 提出書類に不備があるもの。

(3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。

(4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。

(5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。

(6) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。

(7) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要項に対する質疑・回答

実施要項に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：2023年6月6日（火）午後5時

回答期限：2023年6月9日（金）

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式9）にその内容を簡潔に記載し、参加申込書と合わせて提出すること。
- (2) 参加資格要件を満たしている者の質疑を受け付け、参加申込書(様式1)の担当者に回答を通知する。なお、すべての質疑について回答するとは限らない。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質疑は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量・試掘業務等を行うこと。

11. 事業地の調査等

事業地の調査等については、利用者に配慮して行うこと。

12. スケジュール

2023年	5月25日（木）	公募開始
	6月6日（火）	参加申込・質疑受付締切 午後5時まで
	6月9日（金）	質疑回答 ※内容により回答できない場合がある。
	6月27日（火）	提案書締切 午後5時まで
	7月6日（木）	審査委員説明会（日時が変更になる場合がある）
	7月中旬頃	最終審査結果の通知（優先交渉権者決定）（予定）
	7月中旬頃	優先交渉権者との協議
	7月下旬頃	本契約（予定）

13. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

14. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止、又は取り消すことがある。

15. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。
なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

16. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

防府市 土木都市建設部 都市計画課 公園係
〒747-0801 山口県防府市駅南町13番40号
山口県防府総合庁舎 別棟
電話 0835-25-2150
FAX 0835-25-2218
メール toshikei@city.hofu.yamaguchi.jp